

2025 年 5 月 21 日

「パートナーシップ構築宣言」公表のお知らせ

日本農薬株式会社は、内閣府・経済産業省・中小企業庁などが推進する「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」の主旨に賛同し、2025 年 5 月 20 日に宣言を公表しました。

**「パートナーシップ構築宣言」**

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

○企業間の連携

研究開発型企業として培った技術やノウハウを活用して、取引先との連携強化を推進し、技術革新、イノベーションの創出を目指すなど、互いの企業価値向上と共存共栄を進めます。

○健康経営の実践・支援

取引先の健康経営推進に向けて「健康経営優良法人認定と施策の実施・自治体等による表彰制度の取得・従業員の過重労働の防止・メンタルヘルス対策の実施・労働安全衛生関連の法令順守と認証取得、育児介護などのワークライフバランスに関する表彰認定の取得」を推奨の上、支援を行います。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場

合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とならないよう、下請事業者と十分に協議して下請代金の額を決定し、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ホワイト物流に関する自主行動宣言を表明し、物流の改善に取り組んでおります。
- 「下請代金支払遅延等防止法」の社内教育を継続的に実施しています。

2025年5月19日

日本農薬株式会社
企業名

代表取締役社長 岩田 浩幸
役職・氏名（代表権を有する者）

【「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト】

<https://www.biz-partnership.jp/>

【「参画するイニシアティブ・外部からの評価」日本農薬ホームページ】

https://www.nichino.co.jp/csr/csr_initiative.html#anc6

以上

■本リリースについてのお問い合わせ先

日本農薬株式会社 総務・法務部 総務広報グループ

Tel: 0570-09-1177